

宇城市発注工事週休2日試行工事实施要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、宇城市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施する。

なお、週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型」を実施する。

(対象工事)

第2条 宇城市が発注する建設工事のうち、設計額が130万円を超える工事を対象とする。

ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 工期や作業工程に制約がある工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- (3) 間接工事費を見積により積算する工事
- (4) 施工箇所が点在する維持補修工事（道路維持補修委託など）
- (5) その他発注者が指定する工事

(発注手続き)

第3条 当初設計については、第5条に示す週休2日による間接工事費等の補正をせず積算し発注する。また、入札公告等又は特記仕様書に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。（別紙1、2参照）

(試行方法)

第4条 施行方法について、下記のとおり定める。

(1) 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まない。

(2) 週休2日の定義

宇城市が試行する受注者希望型の「週休2日試行工事」における「週休2日」とは、4週6休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう（曜日の特定はない）。やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの

休日（現場閉所）を確保するものとする。

(3) 休日（現場閉所）の定義

(1)の対象期間内において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して、現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

(5) 休日（現場閉所）取得計画実績表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙3参照）を監督員に提出する。休日（現場閉所）取得計画実績表の作成に当たっては、上記「(2)週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

(6) 看板等による表示

受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙4参照）

(7) 実施報告

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

(8) 確認の方法

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

（間接工事費等の補正）

第5条 対象となる工事の間接工事費等の補正については下記のとおりとする。

(1) 土木工事

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、休日（現場閉所）の達成状況に応じ別紙5の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて、変更契約時に補正するものとする。

なお、「週休2日試行工事の取組みを実施した工事」とは、実施の意向について、第4条(4)による取組み実施協議が整った工事を指す。（以下、同様）

(2) 建築工事

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、休日（現場閉所）の達成状況に応じ別紙6の補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じて、変更契約時に補正するものとする。

(3) 港湾工事・漁港漁場工事

週休2日試行工事の取組みを実施した工事について、4週8休以上の休日（現

場閉所) 確保を達成した場合、別紙 7 の補正係数を労務費に乗じて、変更契約時に補正するものとする。ただし、港湾 5 職種(高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員)は対象外とする。港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする。(別紙 5 参照)

(4) 共通事項

変更契約後、工事完成日まで、所定の休日(現場閉所)の割合を下回らないよう留意すること。

また、休日(現場閉所)の割合の達成状況を確認後、4 週 6 休に満たないもの、及び実施の意向について、第 4 条(4)による取り組み実施協議が整わなかったものについては、変更契約の対象としない。

(週休 2 日実施証明書の交付)

第 6 条 週休 2 日試行工事の取り組みを実施した工事で、4 週 6 休以上の休日(現場閉所)取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書(別紙 8 参照)を交付する。

なお、「週休 2 日試行工事の取り組みを実施した工事」とは、実施の意向について、第 4 条(4)による取り組み実施協議が整った工事を指す。

附 則

本要領は令和 3 年 7 月 1 日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。